

令和3年8月26日

新しい学校生活と新たな日常に関する行動指針 (本庄特別支援学校版) Ver.4.1

～令和3年8月25日発出 県教育委員会の通知を受けて～

1 日々の健康管理の徹底について(新たな日常) *御家庭との連携

- 毎日(土日、祝日も含め)朝夕に検温・健康観察等の徹底をお願いします。
 - * 同居する御家族の健康状態も把握しておいてください。
 - * 万が一、児童生徒及び同居の御家族が感染者、濃厚接触者となった場合は、速やかに学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。
- 健康観察カードへの記入をお願いします。
 - * 発熱や風邪症状がある場合や、体調不良がある場合は自宅で休養させてください。

2 新しい学校生活について

(1) 登下校時

- 記入した健康観察カードを毎日持参させてください。
 - * カードの記入がない場合、スクールバスの乗車をお断りすることもあります。
- マスクの着用をお願いします。
- 自主通学生徒は、マスクの着用、密集を避けるよう距離をあけること、近距離での会話を避けて通学することを指導します。
- 校門及び昇降口で密集が起こらないよう配慮します。
 - * スクールバスの降車後の密集を避けるため、バス便ごとに時間差で降車します。
- 運行业者による乗車前の車内消毒を徹底します。
- 運行业者が安全を確保した上で、窓を開け車内の換気を行います。
- 必要に応じてスクールバスの座席配置工夫を行います。
- 登校後は速やかに、手指のアルコール消毒を行うよう指導します。(昇降口、教室等に配置)
- 下校時の放課後デイサービス・レスパイトサービス等の利用において、学校での健康状況の情報交換を行います。

(2) 学習活動場面 「三つの密」(密集・密閉・密接)の回避

- 始業前、授業開始時に健康観察を実施します。
- 学習活動場面での社会的距離(ソーシャルディスタンス)を確保します。
 - * 教室内での座席配置は1m以上の間隔をあけるよう工夫します。
 - * 対面を避けます。

- 間仕切りやつい立て（シールド，ビニールシート等）等を活用し，飛沫防止に努めます。
- 学習活動場所での活動人数の制限を設け，活動の内容や児童生徒の間隔が保てない場合は，積極的に特別教室等を使用します。
- こまめな換気を行います。
 - * 可能な限り2方向以上の窓や扉を開放します。
 - * 少なくとも1回につき，5～10分の換気をします。
- 活動前後の手洗い，アルコール消毒を徹底します。
- 教職員・児童生徒（障害の状況に応じて）は，可能な限りマスクを着用します。
 - * 体育等の身体活動を伴う学習については，別途定めます。
- 廊下や階段での接触を避けるため，校舎内を移動するときは，左側通行を原則とします。
- ICT機器や学習支援動画を活用し，分散した授業等も行います。
- 教材，教具，情報機器は可能な限り共用しません。
 - * やむを得ない場合については，適切に消毒し，使用の前後で手洗いを徹底します。
- 各領域・教科等において，感染のリスクが高い内容については，単元の内容の時期や順序を一部変更するなどの工夫をします。

<例>

- 音楽（歌唱，楽器演奏等），体育（身体接触のある活動，組になる運動等），生活単元学習・家庭科（調理を伴う活動）
 - * 詳細については，別途定めます。

◇ 音楽における歌唱や管楽器演奏について

- 緊急事態宣言中は，近距離での歌唱や管楽器演奏は行いません。
- 「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～」(以下『県ガイドラインR3版』と表記)に則って行います。
 - * 以下，「県ガイドラインR3版」の内容は●で転記します。
 - 飛沫が飛ぶことを防ぐ。
 - 近距離にならないよう一定の距離を保つ。
 - 向かい合わないよう配置する。
 - 長時間の密集状態を避ける。
 - 楽器や楽譜などの共用は避ける。
 - 楽器等の使用前後の適切な消毒や手洗いの実施，換気など感染防止対策を講じる。

◇ 調理実習について

- 緊急事態宣言中は実施しません。
- 緊急事態宣言解除後は，「県ガイドラインR3版」に則って行います。
 - 飛沫が飛ぶことを防ぐ。
 - 一定の距離を保つ。
 - 長時間の密集状態を避ける。

● 共用の教材・教具※の使用前後の適切な消毒や手洗い。

● 試食は可能な限り対面にならないようにする。

等の感染症対策を講じること。

※ 次ページの「※」参照（本校では共有しません。）

○ 加えて、本校として以下の対策を講じます。

◆ 生活単元学習及び家庭等の年間指導計画に基づいた調理実習のみとします。お楽しみ会的な趣旨での調理は行いません。

◆ 調理室以外での調理は行いません。

◆ 食材や用具・食器は個別で分け、共用はしません。※前ページの※参照

◆ 調理実習を行う場合は、事前に感染防止対策を示した学習指導計画案を教頭に提出し、相談した上で行います。

◇ 保健体育・体育について

○ 「県ガイドラインR3版」に則って行います。

● 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

● 児童生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

● 児童生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

● 「児童生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等、感染リスクが高いと考えられる運動の実施について慎重に検討すること。

● 児童生徒同士が近距離で大きな発生を伴う活動や身体接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動について、適宜見直すこと。

● 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。また、特定の少人数（2～3人程度）での活動を実施する際は、十分な距離を空けて行うこと。

● 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

● 体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、可能な限りマスクを着用すること。

● 児童生徒が、感染防止の観点から、マスクを着用することに対して、否定しないこと。

(3) 給食・昼食

○ 当面の間は、献立を工夫し、配膳時のリスクを低減します。

○ 食堂での給食の受け取り時の密集を避けるため、時間差を設けます。

○ 配膳前や食事前後の手洗い、アルコール消毒を徹底します。

○ 教職員による配膳を主としますが、児童生徒の実態に応じて限られた人数で行います。

○ 座席は対面にならないよう配置し、必要に応じて間仕切りやつい立て（シールド、ビニールシート等）等を活用します。

○ 摂食指導や支援が必要な児童生徒については、別途詳細を定めます。

- 下膳の際の残さいの処理については、教職員が行います。
- 食後の歯みがき指導は、当面の間、実施しません。必要な児童生徒については感染防止策を講じて行います。
- * 帰宅後、御家庭での御指導をお願いいたします。

(4) その他

- 児童生徒本人や御家族に発熱や風邪症状などが見られた場合は登校を見合わせてください。また、必ず学校に御連絡ください。
- 登校後に発熱や体調不が確認された場合は、御連絡いたします。速やかに保護者の方お迎えを願います。お迎えが来られるでは、他の児童生徒と接触避け、別の場所で休養させます。
- 保護者の方の来校の際は、事務室前で検温を行ってください。
- 学校施設の消毒は児童生徒が触れる共用箇所（机、椅子、ドアノブ、手すり、スイッチ等）を定期的に行います。（1日1回以上）
- 暑い時期での熱中症予防対策を講じた上で、マスクの着用等の指導を行います。
- * 屋外で2m以上の間隔を確保できる場合、気温に応じてマスクを外しての活動を指導します。
- 体調不良により念のため登校を見合わせた場合、感染が不安で登校しない場合等は、欠席とせず、出席停止の扱いとします。

3 学校行事等について

(1) 校外行事

① 遠足、社会体験学習等、泊を伴わない行事

- 令和3年9月・10月に実施予定のものは全て中止とします。
- 令和3年11月以降に実施予定のものは、9月以降の新型コロナウイルス感染拡大の状況等により判断します。
- 実施する場合においては、3密の回避はもちろんのこと、可能な限りの感染防止策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施します。
- 参加に際しては、「同意書」の御提出をお願いします。
- 参加に際しては、保護者の方の御理解と御協力が必要となります。
- 登校後又は行事参加中に、発熱や体調不調が確認された場合は、御連絡いたします。バス等に乗車できませんので、速やかに現地まで保護者の方のお迎えをお願いします。お迎えが来られるまでは、他の児童生徒との接触を避け、別の場所で休養させます。
- 事前及び当日の体調管理（検温、健康観察等）を十分に行ってください。体調がすぐれない時は行事の参加をみあわせてください。

② 修学旅行、校外宿泊学習等、泊を伴う行事

- 別途策定した判断基準により実施の可否を決定します。
- 中止とした場合、期日や目的地を変更した上で日帰りでの実施を検討します。
- * 感染状況等により、「日帰りなら必ず実施できる」という訳ではあ

りません。

- 実施する場合には、3密の回避はもちろんのこと、可能な限りの感染防止策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施します。
- 参加に関しては、「同意書」の御提出をお願いします。
- 登校後又は行事参加中に、発熱や体調不調が確認された場合は、御連絡いたします。バス、列車、飛行機等には乗車、搭乗できなくなることもありますので、その場合は、速やかに現地まで保護者の方のお迎えをお願いします。お迎えが来られるまでは、他の児童生徒との接触を避け、別の場所で休養させます。必要に応じては、(現地保健所の指示により)医療機関への搬送、入院等の可能性もあります。
- その場合、保護者のお迎えの交通費、滞在費等が発生する場合があります。
- 事前及び当日の体調管理(検温、健康観察等)の徹底をお願いします。体調がすぐれない時は行事の参加をみあわせてください。

(2) 運動会・はーと祭(文化祭)

- 令和3年度につきましては、感染拡大防止の観点から、全校での実施は中止しました。
- 令和4年度につきましては、今後の感染状況等を考慮しながら判断します。

4 支援籍学習、交流及び共同学習について

- 緊急事態宣言中は実施しません。
- 「県ガイドラインR3版」に則り、保護者・支援籍校と相談し、実施の可否や実施方法を検討します。
 - 支援籍の実施に当たっては、市町村ごとに状況が異なることにも十分留意し、計画を作成すること。また、双方向通信等のICTを活用した実施方法の工夫も検討すること。
 - 交流及び共同学習の実施にあたっては、支援籍と同様に対応する。

5 (高等部)産業現場等における実習

- 「県ガイドラインR3版」に則って行います。
 - 実施にあたっては、徹底した感染防止対策を講じた上で、実習先や保護者の意向を十分に考慮し、計画を立てること。保護者に対しては、事前の説明を丁寧に行い、意向を十分に踏まえた上で実施すること。

6 部活動について

緊急事態宣言中の対応

(1) 活動日数について

- 平日のみ、週2日以内の活動とする。

(2) 合同練習や練習試合等の校外活動について

- 校外の活動は原則禁止。大会やコンクールに出場する場合はその14日前から行ってもよいが、実施する場合は以下の条件による。

- 県外での活動は行わない。
- 他の都道府県の学校を、本県に招いて行う合同練習や練習試合についても行わない。
- 県内での合同練習や練習試合を行うことは可能であるが、緊急事態宣言の期間中であることを踏まえ、必要最小限の実施となるように慎重に検討すること。なお、自校を含めて2校までの活動とすること。

(3) 改めて徹底する事項

- 感染防止対策を改めて徹底し、飛沫感染の高い活動は必要最小限とする等、活動内容を見直すこと。
- 部室の使用の制限（原則禁止）や活動場所への直行直帰を徹底すること。
- 水分補給や食事の場面での感染防止対策を徹底すること。
- 本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと。
- 熱中症事故防止対策に配慮した感染防止対策を徹底すること。
- * 上記(1)～(3)の内容は、県教育委員会からの令和3年7月30日付「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」及び令和3年8月25日付「緊急事態宣言中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について（通知）」から転記しています。